

# 地域サービサーによる中小・零細企業支援 ～沖縄版・企業支援のコロナへの挑戦～

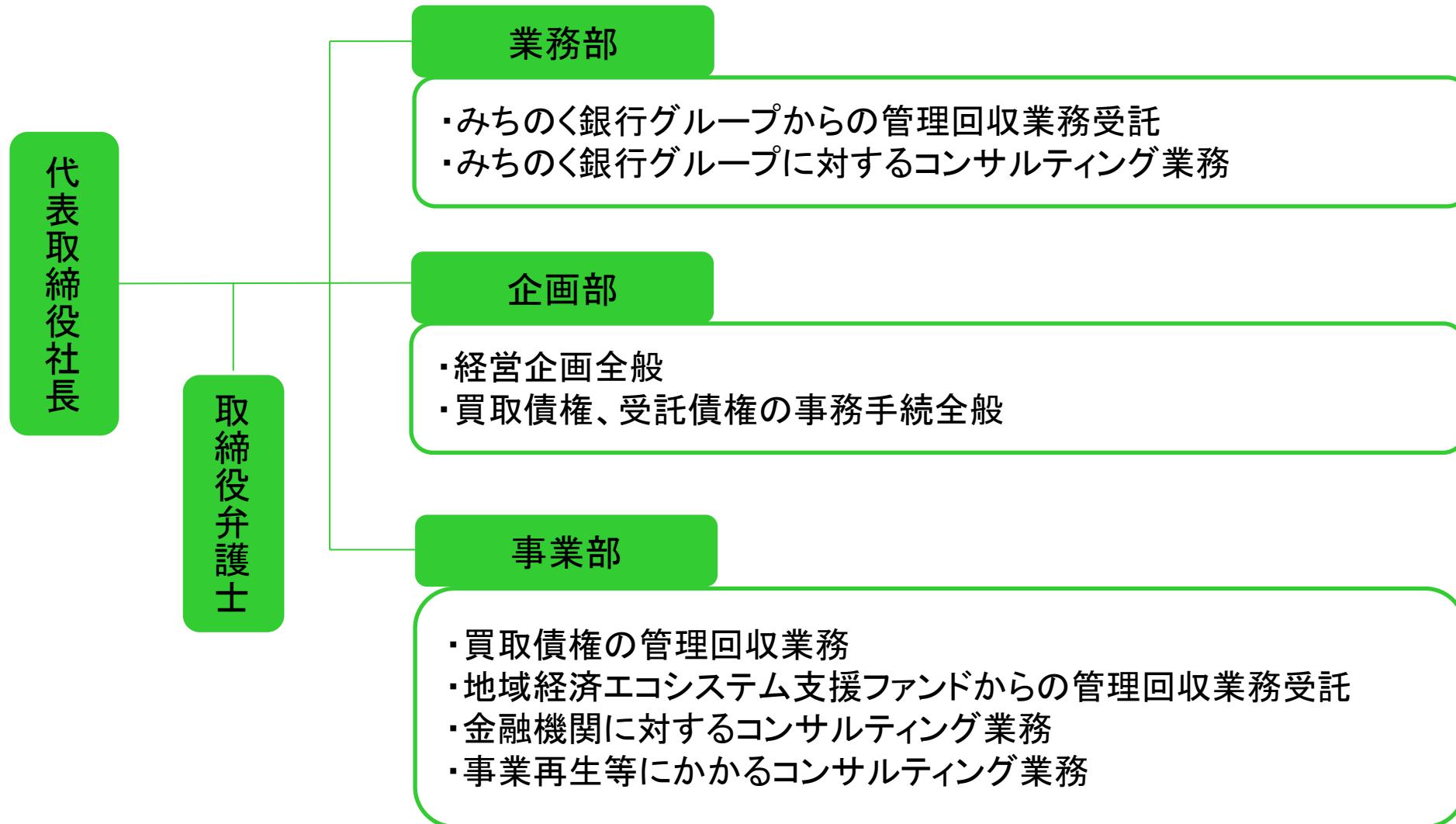
2021年2月



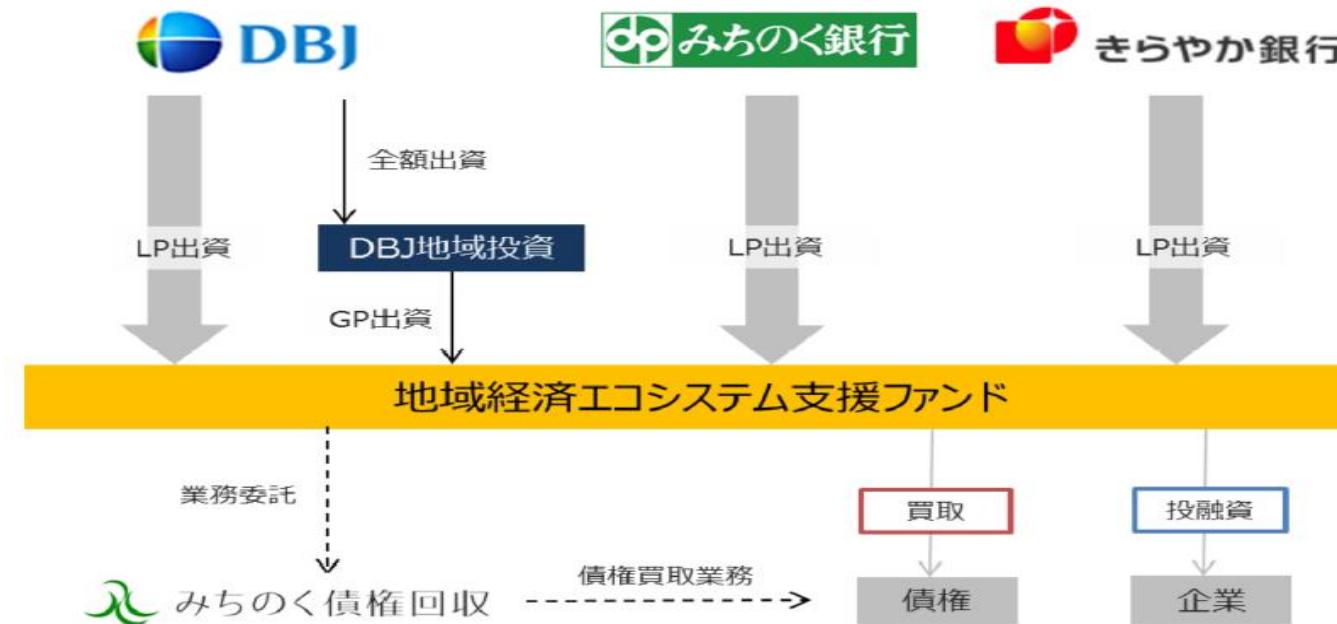
# 会社概要

商号	みちのく債権回収株式会社
資本金	5億円(株式会社みちのく銀行100%出資)
本社所在地	〒030-0802 青森市本町一丁目2番20号青森柳町ビル2階
設立	2018年6月18日(営業開始2018年10月1日)
認可番号	法務大臣第125号
従業員	18名
代表取締役社長	坂本 直樹
取締役弁護士	竹本 真紀

# 組織図



# 地域経済エコシステム支援ファンド



地域経済エコシステム 支援ファンドの概要	
設立目的	事業再生
設立日	2019年6月14日
ファンド総額	20億5千万円
ファンド期限	7年
投資期間	3年/2年延長有

出資者の概要	
DBJ	(株)日本政策投資銀行
DBJ地域投資	(株)日本政策投資銀行の100%子会社
みちのく銀行	青森県に本店を置く地方銀行
きらやか銀行	山形県に本店を置く第二地方銀行

# サービサー(債権回収会社)とは

## ◆サービサー(債権回収会社)とは

- ・サービサーとは、委託を受けまたは譲り受けて、債権の管理回収を行う民間の事業者(債権回収会社)をいう。日本では、弁護士法により弁護士または弁護士法人以外の者が債権の管理回収を業として行うことは禁じられていたが(弁護士法72条、73条)、債権管理回収業に関する特別措置法(以下「サービサー法」という)が施行されたことにより、このような業務を民間の事業者が行うことが可能になった。

## ◆サービサー法制定の背景

- ・サービサー法が施行された平成11年当時、日本は、金融システム不安による未曾有の経済危機に直面していた。このような事態の原因の1つは、金融機関等が有している不良債権であることは明らかであったため、不良債権を早急に処理し、減少させていく方策を構築することが、日本経済再生を果たすためのもっとも重要な課題であった。しかし、弁護士の処理能力には限界があり、金融機関が抱える膨大な不良債権の処理を効果的に行うためには、民間の活力を最大限利用することが不可欠であった。このような背景により、弁護士法の規制を外し、これまで弁護士にしかできなかった業務を民間業者(すなわちサービサー)に解禁していくという提案がなされ、平成11年にサービサー法が施行され、サービサー制度が創設された。

## ◆許可基準

### ・資本金規制

サービサー法5条1号により、サービサーは資本金5億円以上の株式会社でなければならない。

### ・取締役弁護士

サービサー法5条4号は、常務に従事する取締役の1名以上に適性のある弁護士が就任していることを要求している。

### ・暴力団排除のための規制

債権回収業務は、サービサー法施行前には暴力団員等の反社会的勢力が介入してきた分野であっただけに、同法は資本に関する規制のほかに、暴力団排除の観点から、いくつかの厳格な認可条件をおき、暴力団員等が入り込めないようにしている。